

# OZ 湘南 FC コーチ会運営規則(案)

## (総則)

第一条 OZ 湘南 FC コーチ会運営規則（以下「コーチ会運営規則」と言う）はコーチ会運営に当たり、基本となる規則を定めるものとする。

## (コーチ会入会及び退会)

第二条 コーチ会入会及び退会は、各号によるものとする。

- (1) クラブ規約第 6 条 3 項で定められた指導者が、コーチ会に入会するものとする。また、指導者とはコーチ会メンバー 1 名以上の推薦を受け、コーチ会で過半数の賛成を得られた者とする。1 名以上の推薦を得られない場合は、クラブ代表もしくはコーチ会長が候補者と事前に技術及び子供に接する態度等を確認するとともに、クラブ規約、細則、コーチ会運営規則を理解させ、候補者の承諾があった場合のみ、代理で推薦するものとする。
- (2) クラブ規約第 8 条 2 項、3 項で定められた手順を経て、指導者はコーチ会を退会することができるものとする。

## (コーチ会会議)

第三条 コーチ会議はコーチ会会長が開催する。指導者はコーチ会会議に出席する義務を負う。欠席の場合は、会長もしくは各担当ヘッドコーチに委任する旨の連絡を事前に行うこととする。また、コーチ会会議で決定されたことについては、全ての指導者が遵守しなければならない。コーチ会会議の議事録は、総務が作成し、欠席した指導者は必ず確認しなければならない。コーチ会会議の運営については、別途次の通り定める。

- (1) コーチ会の議案は、事前にコーチ会会長に提出する。
- (2) コーチ会会長は、議題に優先順位を付けて、議事進行を行なう。
- (3) コーチ会長は議案の採否に関する権限を有する。
- (4) 議案の採否に関して不服がある場合は、クラブ代表にその旨及び理由書を提出し、再度議題とすべき要請をすることが出来る。クラブ代表は、その要請に付きコーチ会役員会を開催し、妥当性を審議する。
- (5) コーチ会会議では、懲罰及び解任に関する議案は、優先して審議しなければならない。この場合、懲罰及び解任の対象がコーチ会会長である場合、議長は副会長が代行する。

- (6) コーチはクラブ規約、細則、当運用規則、コーチ会決定事項を遵守しなければならない。したがって、上記の変更に関する議案を提出する場合は、理由書を添付し、5名以上の連名で議案を提出しなければならない。

(コーチ会役員)

第四条 コーチ会では、コーチ会の役員以外に、以下の役職を置くことができる。役職を兼務することは妨げない。また、コーチ会長は、クラブ規約第9条2項で定められた役員及び下記の役員に対して、役員会を開催することができる。役職を兼務した場合の役員会等での議決権はあくまで1票とする。

- (1) 技術担当役員は、公認コーチの資格を有するか長期間少年サッカーの指導としての経験を有する者が就任し、コーチング技術や指導方法を主体となって、指導者に教えるものとする。
- (2) 審判担当役員は、審判の資格を有するかF B Rとして登録された長期間審判経験がある者が就任し、レフリング技術やルール・規則の変更などを主体となって、指導者に教えるものとする。

(ヘッドコーチ)

第五条 ヘッドコーチの役割は、各号によるものとする。

- (1) 各チームにおけるヘッドコーチは、サポートコーチを除く、コーチ会で承認されたチーム担当コーチの互選で選出され、コーチ会の承認を経た者とする。交替及び解任も同様に、互選で決定し、コーチ会の承認を得るものとする。
- また、ヘッドコーチは、チームでの指導方針や戦術などを、他担当コーチの意見を取り入れ、合議した上で決定し、指導していくものとする。
- (2) 担当チームの保護者（保護者会）に対し、指導方針を説明し、保護者に理解を求めることとする。
- また、活動に際してもクラブ員及び保護者に対し、事前に連絡を行うものとする。

(チーム担当コーチ)

第六条 チーム担当コーチは、主として担当するチームの練習に従事し、チームで合議制により決定した指導方針に沿って指導を行なうものとする。

チーム担当コーチは、チーム内でのコーチが不足する場合は、フリーヘッドコーチにサポートの依頼をし、コーチの確保に努めるものとする。

チームの担当変更はコーチ会の承認により認められる。

(フリーコーチ)

第七条 フリーコーチは、チームに属さず、各チームのサポートを行なうとともに、各チームの指導方針に沿ったアドバイス及び指導を行うことができるものとする。  
また、コーチ不足のため、サポート依頼があった場合は、フリーヘッドコーチを中心に、フリーコーチ間で当該チームのサポートが出来るように調整する。なお、フリーコーチにかかる経費は、サポートを受けたチームの活動費で負担することとする。

(サポートコーチ)

第八条 各チームで活動をするコーチは5名以内とし、経験や能力を考慮し、ヘッドコーチが選出し、それ以外のコーチはサポートコーチとする。スポーツ保険には加入し、年間10試合以上の審判活動をする場合は、審判の更新費もクラブで負担する。チームの移動は、原則、個人負担とするが、詳細はチーム活動で定めるものとする。サポートコーチはコーチ会の出席義務及び投票権はない。

(チーム活動及び報告、連絡)

第九条 チーム活動及び報告連絡については、各号によるものとする。

- (1) 練習及び活動は原則、チーム単位とする。
- (2) 次の事項に該当する場合は事前に、クラブ代表およびコーチ会長に報告ならびに承認を得るものとする。なお、コーチ会長は必要に応じて、コーチ会を招集して承認を検討する場合もある。
  - ① ホームグラウンド等で招待試合を行う場合。
  - ② 細則第2条にある正式なユニフォームとは別に、独自のユニフォーム、練習着等を作成する場合。
  - ③ 一部のメンバーを不参加とさせる場合、他チームから応援を受ける場合など、通常活動するチームとは異なるメンバーで活動する場合。
- (3) 該当チームに関する大会・試合の公式戦及び招待試合に対しては、各チームで運営に協力する責務があり、コーチ会役員はそのサポートをするものとする。クラブのイベントに関しても同様に、コーチ会役員が同様の責務を有する。
- (4) 各チームの活動中に、事故・トラブルなどあった場合には、速やかにクラブ代表及びコーチ会会長に連絡するものとする。  
また、報告を受けたコーチ会会長は速やかに各ヘッドコーチ及びコーチ会役員、その他必要に応じて育成会に連絡しなければならない。

(チーム編成)

第十条 細則3条の通りとする。ただし、人員の増加により少年委員会の規定を満たす場合はチームを分割することも出来る。なお、チーム編成は全学年の状況を踏まえ

コーチ会の多数決により、都度変更できるが、新年度の体制は当活動年12月までに決定するものとする。

(チーム編成の特例)

第十一条 全日本選手権及び県大会のためには、第十条のチーム編成にこだわらず、クラブの代表チームを編成することが出来る。他の公式戦と重複しない限り、直近の公式戦終了後、速やかに代表チームで活動することが出来る。

(チーム活動期)

第十二条 細則4条の通りとする。ただし、早く体制が移行できるチームの活動を妨げるものではなく、当該チーム間での了承があり、コーチ会で承認を受けた場合はその限りではない。

(規則の改廃)

第十三条 本規則の改廃は、コーチ会議の過半数の賛成により、議決されるものとする。

(附則)

第十四条 本規則は、平成27年4月1日より施行される。